



拝啓

盛夏の候、ますます御清祥のことと存じます。

また、日ごろ県行政の運営にあたりましては、格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて県におきましては、本年度においてもお盆の期間（8月13日(月)、14日(火)および15日(水)）、職員に対し、年次有給休暇の集中取得を呼び掛けることにより、夏季集中休暇を実施することとしております。

この趣旨および内容は、別紙「夏季集中休暇実施要領」のとおりであり、行政サービスの低下を来さないよう措置を講ずることとはしておりますが、最低限の出勤者による課内すべての電話・来客対応等を行うことにより、冷房運転されていない中で十分に対応できず、ご迷惑をおかけする事態も想定されますため、貴職におかれても趣旨を御理解いただき、誠に勝手ながら宅地建物取引業免許申請や宅地建物取引士登録申請等について、上記期間前後への振替について格段の御協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

敬 具

平成30年(2018年)7月20日

公益社団法人 全日本不動産協会滋賀県本部長 様

滋賀県土木交通部住宅課長 小川 長利



# 平成 30 年度夏季集中休暇実施要領

## 第 1 趣 旨

お盆は正月とならび社会経済活動が低調になる時期であり、職員がこの期間に年次有給休暇を集中的に取得することにより、地域行事等に積極的に参加するとともに、家族で過ごす時間を確保し、かつ心身の疲労回復を図ることで更なる公務能率の向上に資することを目的とします。

あわせて、期間中は庁内の冷房や照明の節減を徹底し、省エネルギー対策を更に推進します。

## 第 2 期 間

平成 30 年 8 月 13 日（月）、14 日（火）および 15 日（水）の 3 日間

## 第 3 期間中の勤務態様等

- (1) 所属長は、期間中に予測される行政需要に対処し得る必要最小限の要員（以下「出勤者」という。）に出勤を命じることとします。出勤者は所掌事務全般について対応が必要となるため、業務に精通した者の確保や管理監督職員による率先出勤について配慮願います。
- (2) 所属長は、出勤者以外の職員に対して、年次有給休暇の取得を呼びかけてください。ただし、期間中の勤務日があらかじめ週休日等に振り替えられている場合は、振替が優先します。
- (3) 期間中は、本庁、地方機関（一部施設を除く。）のすべてについて冷房運転を中止し、不要な照明を消灯するとともに、原則として公用車を使用しないものとします。

## 第 4 事前措置

集中休暇は閉庁方式ではなく、県民の皆さんの理解と協力を基に実施するものであることを踏まえ、各所属において次に掲げる事前措置を行うこととします。

- (1) 集中休暇の実施により行政サービスが停滞することのないよう、あらかじめ事務事業を見直し、事業の実施日等を変更する必要性について検討してください。
- (2) 期間中の勤務態様および事務事業の日程について、市町、関係団体および来庁者等に対して、周知および協力要請を十分に行い、遺漏のないようにしてください（別紙参照）。  
なお、集中休暇の実施に係る報道機関への資料提供および知事から各市町長への協力要請については、人事課が行います。
- (3) 期間中に発生が想定される事務については、あらかじめ対応マニュアルを作成しておく等、出勤者が適切に対応できるよう準備してください。
- (4) 緊急事態の発生に備え、期間中における所属長の動向および所属職員の連絡先（非常招集計画表を活用）を確認し、出勤者間で共有してください。特に、各部局幹事課（各地方機関にあつては本庁主管課）は、期間中における各所属長の動向を把握してください【様式 3】。
- (5) 出勤者は、毎日の業務概要を記録し、翌日への引継ぎを確実に行ってください【様式 4】。ただし、期間中も通常の体制で勤務する所属については、記録の必要はありません。

